

JR岐阜駅周辺賑わい創出イベント事業委託業務 プロポーザル募集要項

JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会は、岐阜県、岐阜市及びJR岐阜駅周辺施設（JR岐阜駅、アスティ岐阜、アクティブG、ハートフルスクエアG、岐阜シティ・タワー43及びじゅうろくプラザ等）の連携促進により、JR岐阜駅及びその周辺地域を一つの街として活性化することを目的として平成20年5月に設立されました。

当協議会では、JR岐阜駅周辺一帯の「賑わいの創出」、「ホスピタリティの向上」、「連携の強化」を取組みの3本柱とし、“街がつながる”を活動のキーコンセプトとして各種事業を実施しています。

今般、JR岐阜駅周辺施設の魅力をPRし、集客効果及び回遊性を高めるとともに、リピーターを増やすことを目的として、JR岐阜駅前において賑わいを創出するためのイベントを実施するもので、プロポーザル（企画提案）方式により委託先を選定することとします。

この募集要項は、委託業務の内容、プロポーザルに当たっての参加要件及び選定手続き等を定めたものです。

第1 募集の内容

1.委託業務名

JR岐阜駅周辺賑わい創出イベント事業委託業務

2.業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

3.委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4.委託費の上限

1,841千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1.プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ① 県内に本社、本店又は支店、営業所等の活動拠点を置いている法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載され、イベント企画・運営を業務として行っている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
 - ウ 破産手続開始の決定を受けた者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2.企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3判資料折込使用可)とし、参考・説明資料を含め30ページ(両面印刷可)までとします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意の様式で添付することができます。

留意点として、岐阜県、岐阜市及びJR岐阜駅周辺施設(JR岐阜駅、アスティ岐阜、アクティブG、ハートフルスクエアG、岐阜シティ・タワー43及びじゅろうくプラザ等)と調整のうえ、実現可能な提案とすること。

(1)JR岐阜駅周辺賑わい創出イベント事業に関する企画提案

- ① イベント名(ふさわしいイベント名を提案してください)
- ② イベント内容
- ③ ポイントカードを使ったイベント
- ④ 広報計画
- ⑤ 感染症拡大防止対策

(2)業務の実施体制

- ① 本業務に類する事業の実績(実績がある場合に記入)
- ② 本業務の実施体制(人員体制、スタッフの経歴・資格等)
- ③ 本業務の実施責任者の能力(経歴・資格等)

(3)社会的課題への取組

- ① 仕事と家庭の両立支援
- ② 障がい者雇用
- ③ 若者の採用・育成

3. プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

① 募集要項等の公開・掲示	令和3年11月8日(月)～11月22日(月)正午
② 募集要項等に関する質問受付	令和3年11月8日(月)～11月18日(木)
③ プロポーザル参加申込受付	令和3年11月8日(月)～11月22日(月)正午
④ プロポーザル企画提案書受付	令和3年11月8日(月)～11月30日(火)正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和3年12月中旬ごろ
⑥ 評価結果の公表・通知	令和3年12月中旬ごろ

(2) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和3年11月8日(月)～11月22日(月)正午
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く。)
- ② 配布場所 JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局(岐阜県商工労働部県産品流通支援課内)
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11F 県産品流通支援課内
※募集要項等は、岐阜県ホームページの県産品流通支援課のページのほか、以下の
ホームページに掲示します。
県産品流通支援課：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/107716.html>
アクティブG：<http://active-g.co.jp/>

(3) 質問事項の受付、回答

- ① 受付期間 令和3年11月8日(月)～11月18日(木)午後5時15分(必着)
- ② 提出方法
質問は書面(別紙1)を、JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局まで郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出し、その旨を電話にて通知してください。
- ③ 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県商工労働部県産品流通支援課ホームページ上にて公開します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/107716.html>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間 令和3年11月8日(月)～11月22日(月)正午(必着)
- ② 提出方法
参加希望者は、参加申込書(別紙2)を、JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局まで持参又は郵送により提出してください。
持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日の11月19日(金)は正午まで)とします。
郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和3年11月19日(金)正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間 令和3年11月8日(月)～11月30日(火)正午(必着)
- ② 提出書類、提出部数
ア 企画提案書……………様式1
(※企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は添付すること。様式任意)
イ 見積書……………様式2

ウ 法人に関する書類

(ア)履歴事項全部証明書(該当部分のみ。提出日において発行日から30日以内のもの)

(イ)法人概要書……………様式3

(ウ)直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの。
(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。)

エ 誓約書……………様式4

③提出部数

6部(正本1部、副本5部。ただし、参考・説明資料含む。)

④提出方法

JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局(岐阜県商工労働部県産品流通支援課)宛てに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日の11月30日(火)は正午まで)とします。

郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和2年11月30日(火)正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6)プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等はすべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届(様式自由)をJR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局に持参又は郵送により申し出てください。

(7)見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(8)関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局(岐阜県商工労働部県産品流通支援課内)
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11階 県産品流通支援課 県産品振興係
TEL:058-272-1111(内線3097)
FAX:058-278-2656
E-mail:c11370@pref.gifu.lg.jp

(注意1)上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(注意2)メール送信の際は、件名に「JR岐阜駅周辺賑わい創出イベント事業委託業務」と記載したうえで、送信してください。

第3 評価に関する事項

1.評価方法

評価は、別に定める委員により組織された「JR岐阜駅周辺賑わい創出イベント事業委託業務」プロポーザル評価会議が行います。

なお、受託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

2.プロポーザル評価会議

(1)開催日時・場所

令和3年12月中旬予定

※日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2)企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間以内

評価委員からの質疑 10分間程度

(3)注意事項

①プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

②指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

3.プロポーザル評価基準

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

4.契約候補者の選定

上記評価基準について、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価委員が評価・採点します。

(1) 優秀提案者の決定方法

各委員の採点の総合計を各提案の点数とします。総合計の点数により順位を付し、優秀提案者を選定します。

(2) 提案者が1者またはない場合の取扱い

応募者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を優秀提案者とします。基準点に満たない場合、または提案者がない場合には再度公募を検討します。

(3) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再評価を行い、順位を決定します。再評価においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定します。

(4) 最低基準

各評価項目の評価内容に基づいて採点し、総評価点の70%以上であることを最低基準とします。

5. 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、岐阜県ホームページの県産品流通支援課のページ上で公表します。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11370/>)

第4 契約の締結

選定した契約候補者とJR岐阜駅周辺施設連携促進協議会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、採用になった案について、協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様書の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において評価会議構成員の評価点の合計が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

2. 個人情報保護(県の規定を準用)

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3. 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1.受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会は契約の取消しができます。この場合、JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2.その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 不当介入における通報義務

1.妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2.履行期間の延長変更請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会に履行期間の延長変更を請求することができます。

第8 問い合わせ先

JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会事務局(岐阜県商工労働部県産品流通支援課内)
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11階 県産品流通支援課内 担当:丹羽
TEL:058-272-1111(内線3097)
FAX:058-278-2656
E-mail:c11370@pref.gifu.lg.jp